

第6回 津波災害時における自動車避難検討部会

1 開会

日時：平成30年7月6日（金）
午後2時～

場所：いわき市役所本庁舎
8階 会議室

いわき市危機管理課

検討部会におけるこれまでの経緯について

2 報告

(1) 検討部会におけるこれまでの経緯について

平成28年11月22日に、マグニチュード7.4、震度5弱の地震が発生し、かつ、東日本大震災後初の津波警報が発表された。

さらに、午前6時2分に、「福島県への津波到達予想時刻が午前6時30分、津波の予想高さが高い所で3m」と発表され、避難行動は原則徒歩であるにも拘わらず、自動車による避難が多く見られ、渋滞が生じることになった。

この状況を受け、津波災害時における自動車による避難を検討するために、市防災会議の下部組織として、「津波災害時における自動車避難検討部会」を設置した。

検討部会におけるこれまでの経緯について

【第1回検討部会】

- ・ 11月22日の避難や道路の情報に係る情報共有
- ・ 課題の抽出
- ・ 今後の検討部会の進め方

【第2回検討部会】

- ・ 亘理町津波避難計画の概要説明
- ・ 課題の取りまとめ
- ・ 検討事項の取りまとめ

検討部会におけるこれまでの経緯について

【第3回検討部会】

- 東北大学災害科学国際研究所における市内3地区でのヒアリング・アンケート調査結果の紹介
- 避難方針素案について
- 自動車避難に係る訓練について

【第4回検討部会】

- 津波災害時における自動車による避難ガイドラインについて
- 自動車避難に係る訓練について

検討部会におけるこれまでの経緯について

【第5回検討部会】

- 平成29年度いわき市総合防災訓練に係る
平地区での自動車避難訓練についての報告
- 自動車避難訓練の課題等について
- 津波災害時における自動車による避難
ガイドラインに掲げた対策の進捗状況について

津波災害時における自動車による避難ガイドラインについて

(2) 津波災害時における自動車による避難ガイドラインについて

【津波災害時の避難の基本的な考え方】

- 津波災害時の避難方法は、最寄りの津波避難場所や高台などへ原則徒歩で避難する。
ただし、最寄りの津波避難場所や高台まで相当な距離がある場合、また、避難行動要支援者等徒歩での避難が困難な場合など、やむを得ず自動車により避難する場合は、徒歩による避難行動を妨げることのないよう、かつ、津波浸水想定区域より内陸部へ移動するよう促すこととする。
- 避難ルートや一時避難場所等については、今後、地区防災計画等の作成において地区内での協議により、最小限の範囲内で自動車等による避難を検討することとする。

自動車による避難訓練の実施について

3 協議

(1) 自動車による避難訓練の実施について

- * 今年度の市総合防災訓練における自動車避難訓練については、関係機関等との協議を踏まえ、次のとおり実施することとしたい。

① 日 時

平成30年9月1日(土)午前8時30分～正午(予定)

② 対象地区

- ・ 平地区における実施地区

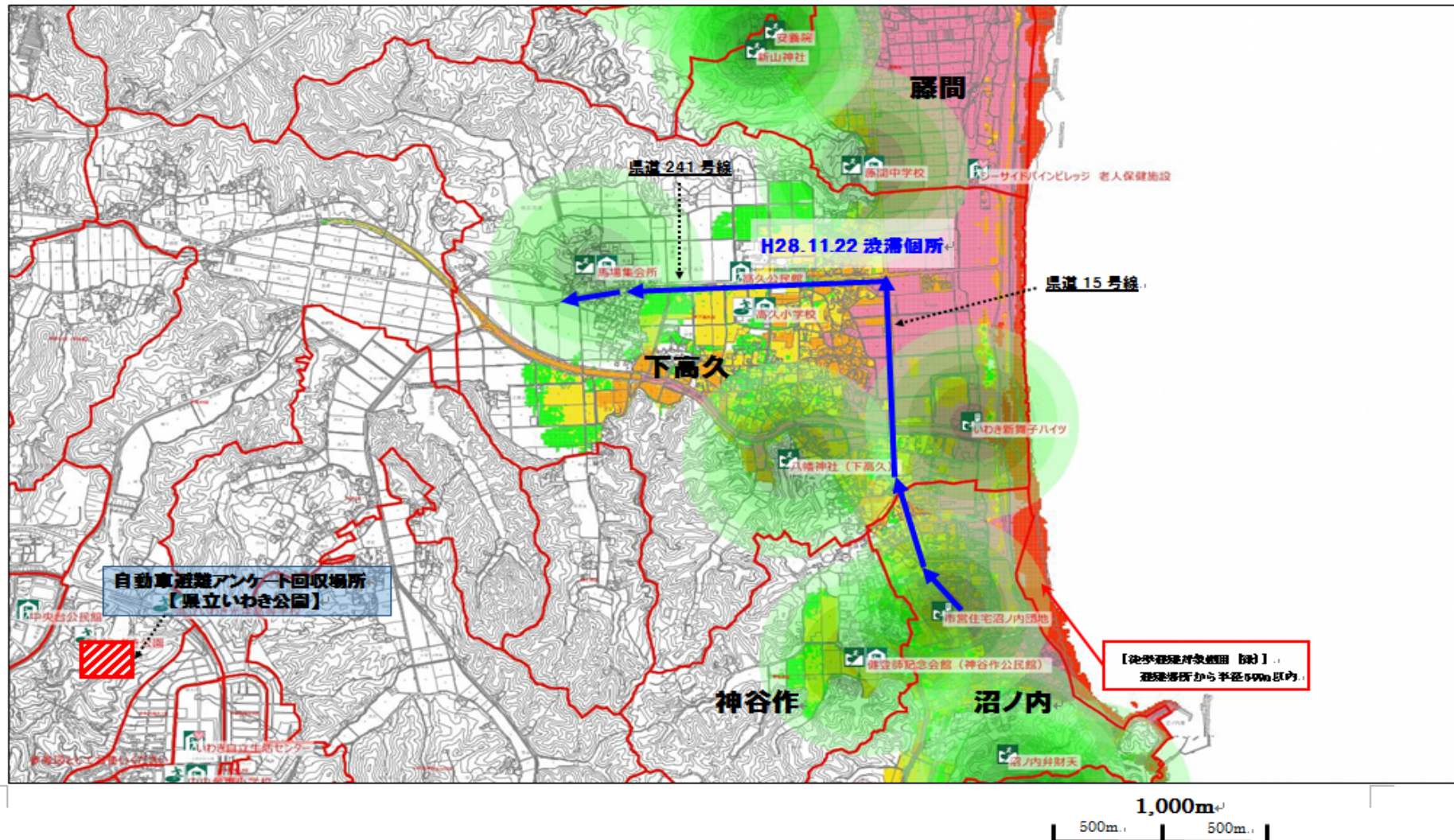
沼ノ内区、下高久区、藤間区、神谷作区(メイン会場は藤間中学校)

【対象地区の選定理由】

- ・ 市津波ハザードマップにおける「津波浸水想定区域」内の地区であること
- ・ 平成28年11月22日に渋滞が発生した県道15号線及び241号線の近接地区であること
- ・ 昨年度に初めて実施した自動車避難訓練を同地区にて実施することにより、改めて原則徒歩避難の周知徹底を図るため

自動車による避難訓練の実施について(平地区)

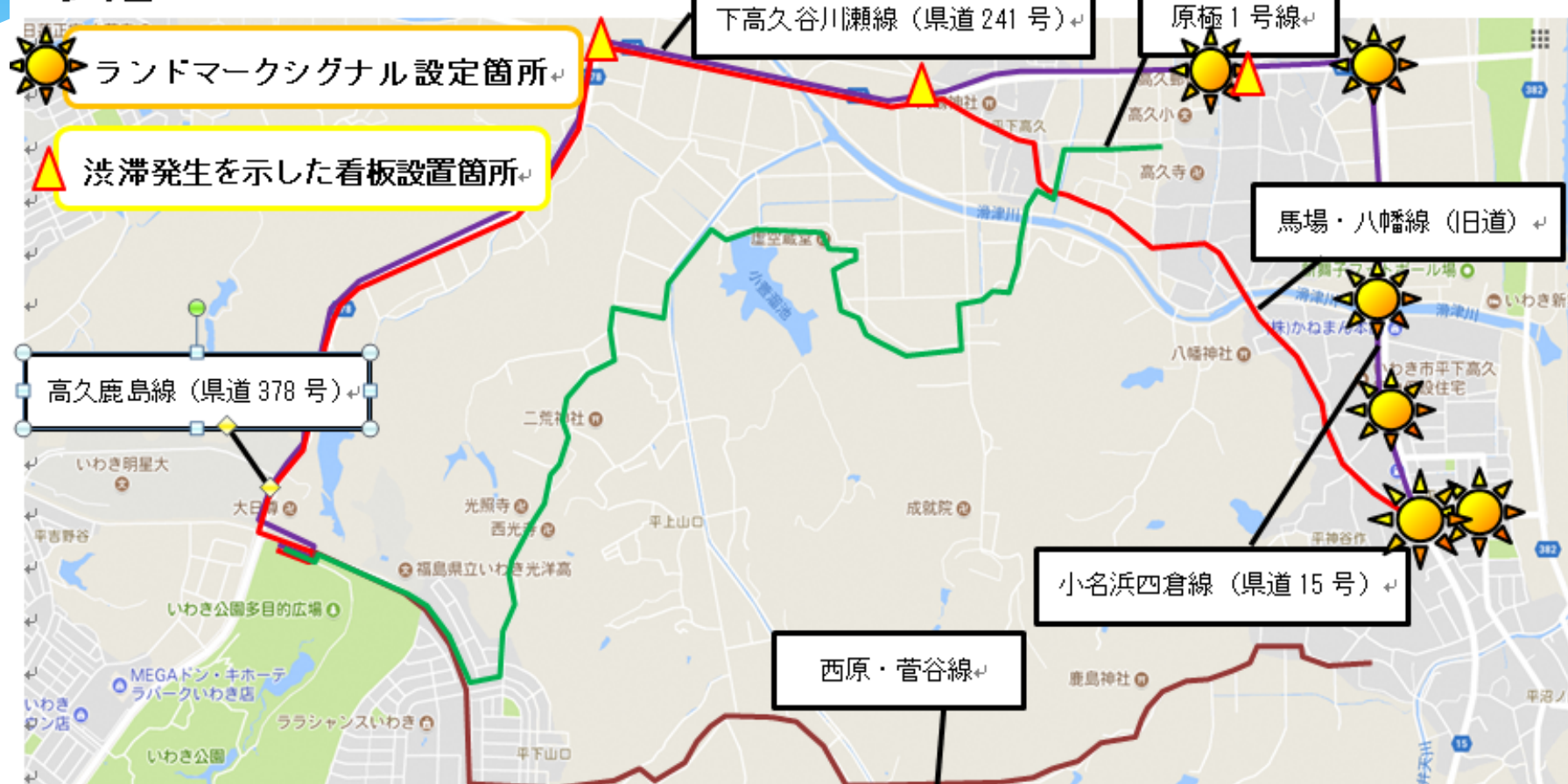
【平成30年度市総合防災訓練】平地区（藤間区、下高久区、沼ノ内区、神谷作区）【案】



自動車による避難訓練の実施について(平地区)

※昨年度平地区訓練参加者による避難経路

<参考図>



自動車による避難訓練の実施について

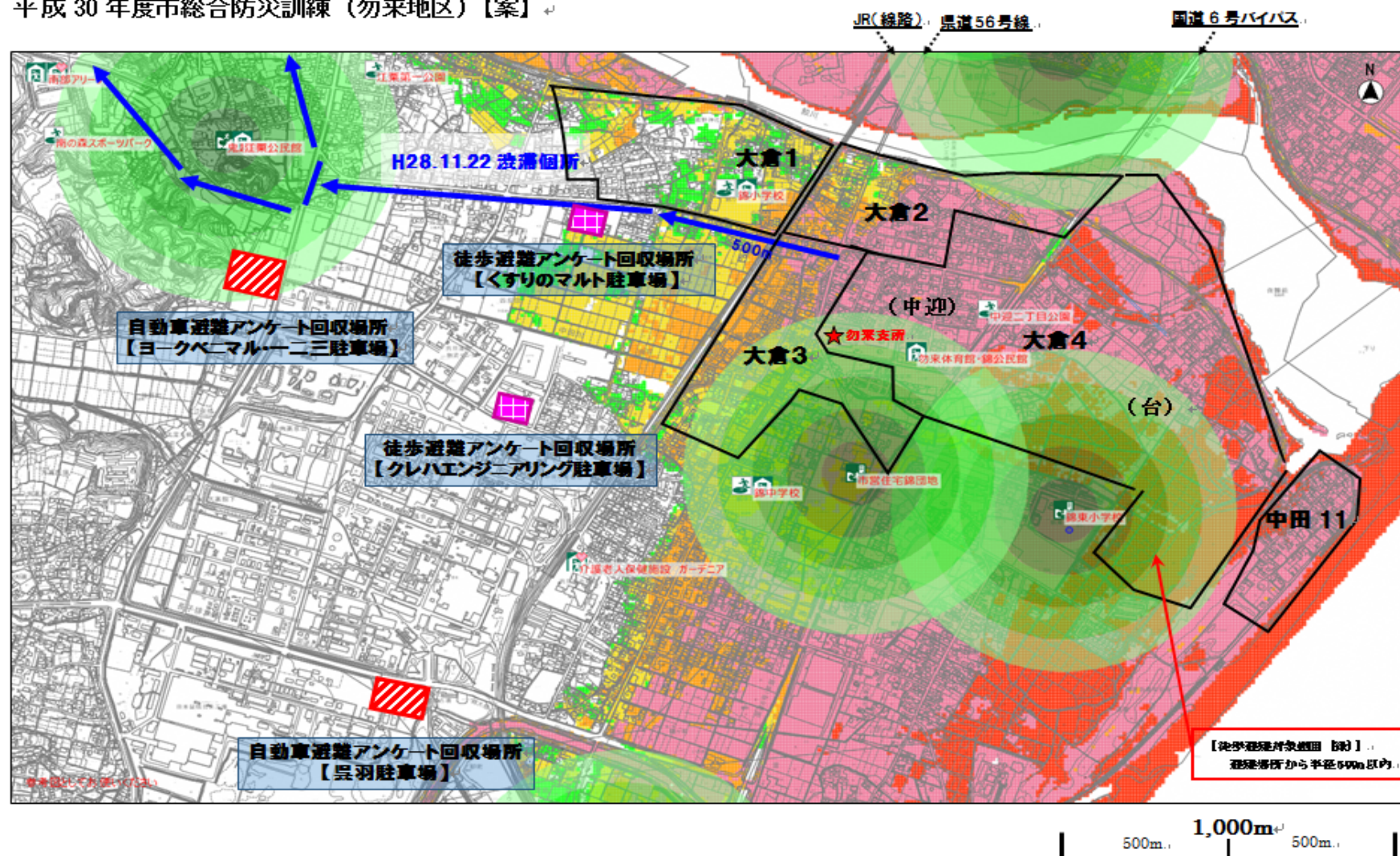
- 勿来地区における実施地区
大倉地区(1区～4区)、中田地区の一部
(防災講話を錦小学校で実施)

【対象地区の選定理由】

- 市津波ハザードマップにおける「津波浸水想定区域」内の地区であること
- 平成28年11月22日に渋滞が発生した県道71号線の近接地区であること
- 当該地区の大部分の住民が避難所として指定している南部アリーナまで自動車を利用して避難したことにより渋滞が発生したため

自動車による避難訓練の実施について(勿来地区)

平成 30 年度市総合防災訓練 (勿来地区) 【案】



自動車による避難訓練の実施について

③ 訓練の目的

- 津波に係る避難は「原則徒歩」であることの周知徹底
- やむを得ず車で避難する場合は、
「最寄りの避難所や避難場所ではなく、
津波浸水想定区域外の内陸部へ避難すること」、
「道路の通行不可や渋滞などを想定し複数の
避難ルートを把握すること」の周知徹底

自動車による避難訓練の実施について

④ 実施方針

今年度の訓練については、
ガイドラインで示す基本的な考え方に則り、
これまで取り組んできた原則徒歩による高台避難とし、
自動車での避難は
「要配慮者（徒歩避難困難者）」と「支援者」及び近隣に高台
がなく徒歩避難が困難な地区を対象として実施し、今後、
地区住民や関係機関等と協議しながら避難訓練の実施
方法について検討していく。

自動車による避難訓練の実施について

⑤ 自動車での避難訓練の具体的な内容

【対象者：要配慮者及び支援者】

- 自宅⇒津波浸水想定区域外への自動車避難訓練。
自動車避難については、まず「津波浸水想定区域外へ避難すること」が原則。
- 課題の抽出と対策に向けたデータを収集。
自動車避難に要した時間等の事後アンケートを実施。
- 県警による信号機の点滅運用（ランドマークシグナル）のテスト（平地区）

自動車による避難訓練の実施について

【期待する効果】

- やむを得ず自動車により避難する際は、徒歩避難者の妨げにならないよう、最寄りの避難場所や避難所ではなく、津波浸水想定区域外へ避難することの周知徹底
- 道路の通行不可や渋滞等を想定し、事前に浸水想定区域外へ抜ける複数の避難ルートを把握しておくことの周知徹底
- 県警において現在検討中のランドマークシグナルについて、県警内部での手順等の確認及び黄色点滅による通行車両台数の検証(平地区)

津波災害時における自動車による避難ガイドラインに基づく対策の進行状況について

(2) 津波災害時における自動車による避難ガイドラインに基づく対策の進行状況について

ガイドラインに定めた対策に基づき、自動車による避難を踏まえた運転手にも視認できる「誘導サイン」の計画策定業務を今年度中に実施する

【業務内容】

- ・ 自動車避難の基本方針作成
- ・ 自動車避難計画の作成
- ・ 現地調査
- ・ 実施設計
- ・ 許認可申請書作成

第6回 津波災害時における自動車避難検討部会

4 その他